

中世末大山崎の祭祀と頭

高
牧
實

A study of the festival and the town people society at Yamazaki in the Later Middle Ages

In the later middle ages, Yamazaki was one of a number of self-governing towns. Several researchers say that the majority of the town people organized a community of self-government, 'Sōchū', and the 'Sōchū' was a guild formed to carry out the festival of 'Tenjinhachiman' shrine in Yamazaki, and the guild was the foundation of the community.

But I disagree with existing opinions regarding important points. So I shall try to study in detail how they carried out the festival and conduct research on how the guild was an association of priests belonging to the 'Tenjinhachiman' shrine, and 'Sōchū' was a community of the several priests of good lineage who govern Yamazaki belonging to 'Rikyūhachiman' shrine, and the majority of the town people supported and took turns to carry out the festivals of both shrines following the management of the priests of good lineage of both shrines who were called 'Chōja'.

はじめに

中世末の大山崎については、新出史料によって大いに研究が進められてきている。とくに、大山崎における祭祀を通して研究が深められていることは周知のとおりである。ここになお大山崎の祭祀について検討を重ねようとするのは、祭祀そのものの検討が充分ではないように思われ、祭祀そのものを見直してみると、先学の見解とは異なる問題があることに気づいたからである。

戦前、清水三男氏は、離宮八幡宮神人が宮座として同宮の神事に奉仕し、油神人として石清水八幡宮に奉仕してその庇護下の座商となったことを論ぜられていた。¹⁾十数年前に、本多隆成氏が新出の「董使出銭日記」によって、天八王子社の五位川大政所座と溝口大政所座の両座を宮座として採り上げられた。氏は、大山崎惣中を惣町結合として把え、それが門閥的上層町民の主導下にあること、また、宮座は惣中のなかの別個の宗教的な組織であり、それも門閥の上層町民の主導になることを究明し、中世末から近世初頭における両者の動向を追求されている。²⁾ついで、小西瑞恵氏が、平安末の十二世紀頃には、山崎の長座衆が、山崎神（酒解神社）および宝積寺の祭祀を統率し、氏人神人を統轄し郷務を務める体制が成立して、それが石清水八幡宮に奉仕する日使頭祭の基底になっていたが、その後、山崎神から展開した天神八王子社の宮座が石清水八幡宮の宮座の基底となった、と説かれた。氏は、天神八王子社の宮座に顕現する地縁的共同体結合が、油商業の繁栄にもなつて一層強化されて上下十一保の惣町結合を形成し、一方、共同体結合を基盤として、石清水八幡宮の大山崎神人が同宮の人身的賦役的奉仕の宮座を脱して、より広域的商業圏を統轄する宮座（商業座）へと上昇転化させ、日使頭祭を再構成したが、応仁文明の乱を画期とする、座商業の

不振にもなつて日使頭祭を衰亡させ、対照的に天神八王子社の宮座の祭祀を盛行させていった、といわれ、同社の祭祀を明らかにしながら、大山崎神人の系譜につらなる惣中結合の構成者が同時に同社の宮座の構成者であり、惣中結合が祭儀の主体である、とされる。³⁾

こうした両氏の研究をふまえて、脇田晴子氏が、大山崎の自治都市としての構造の特質を追究され、戦国期に、油座の石清水八幡宮大山崎神人中、村落行政の大山崎惣中、地主神酒解神社―天神八王子社の宮座の大政所両座が併存していたこと、大政所長者座の前身である長者中が保刀禰の機能をついでおり、上下十一保の保がその地域区画の残存であること、大山崎は石清水八幡宮の神領ではなく、同宮の所領など寺社権門の所領が錯綜して存在しており、そのことが、大山崎が都市であることとあいまって、在地共同体の長者座による多頭的な共和制支配をもたらしていること、室町初期に神人の在所として大山崎に認められた守護使不入の特権を、応仁文明の乱の時期に成立してきた惣中が、石清水八幡宮の社務の支配を排除して掌握し、行政・検断権を有して共和制的自治支配を展開したこと、惣中は侍衆で構成され、老衆と若衆からなっており、宮座は惣中と同一の成員で構成されていた可能性が大きいこと、戦国末期から織豊期にかけて神人中と惣中が同一化したこと、などを詳論して大山崎の自治都市としての研究を深められている。⁴⁾

田端泰子氏は、離宮八幡宮には宮座がなく神人体制と天神八王子社の宮座とは別のものであるとして小西氏の説を批判し、脇田氏の説に賛同しながら、神人組織とその活動が惣中の形成と平行していて、のちに同一軌跡をとった、として両者の展開と関係を追究された。氏は、石清水八幡宮の日使頭役を負擔したのは大山崎神人の組織の神人中であり、神人中が神人在所の神領として大山崎の公事免除を獲得し、さらに領主得分(本役)を買得しながら領主権を掌握して、惣中の自治をもたらず背景を作ったこと、戦国期に神人中が惣中として現われ自治を展開したこと、惣中

は侍衆で構成されていたこと、大山崎の惣結合は、鎌倉時代の長者中、そのあと神人中、さらに惣中として顕現していたが、その間天神八王子社の宮座が惣結合として存続し、長者中が大政所両座へと名称を変え役職を増大していたこと、などを論じ、惣中が天神八王子社の宮座として行事を続け、離宮八幡宮を石清水八幡宮と対等の地位に押し立てたとするなど、惣中の自治の展開について究明されている。

以上のような研究成果についてみると、清水氏、小西氏が離宮八幡宮の宮座として論じられたことは、田端氏の批判のとおり当を得たものではなく、さらに、天神八王子社の宮座とされる大政所長者座についても、その仏神事祭礼をみながら検討を重ねてみる必要があると考える。また、長者中から大政所長者座、ついで惣中に至るとする系統あるいは、長者中から神人中、ついで惣中に至るとする系統についても、天神八王子社の宮座とされる大政所長者座などの見直しに應じて、検討を加えてみなくてはならない。そうした系統が近世に至ってどう引きつがれているのか、ということも考えに入れておかなくてはならないが、いままでの研究ではその間の断絶が大きいのである。筆者はいままで多くを先学の見解に従っていたが、ここにそうした問題を再検討してみたいと考えるのである。

一 日使頭と石清水八幡宮の祭礼

石清水八幡宮の四月三日の日使頭祭についてはよく知られているが、まず、日使頭祭の神事祭礼次第について、「石清水離宮八幡宮御旧記」(以下「御旧記」とする)によってみてみることははじめたい。

日使頭人は、前齋として前年から館の門内に石清水八幡宮の神を勧請して物忌を行なう。十一月、八王子山頂に大山祇を祀り、種々の魚を供え、お祓をうけ、銭の賄物を結んだ茅の輪をくぐる。この峯祓の神事には惣長者も出仕す

る。致齋には、その日以前から櫛を指し、御札を立て、摂津の尼崎浦へ行って禊をする。その日、勾當が湯立の神事を行ない、櫛舞を奉納する。勾當は、淨衣に立烏帽子をつけ、千早を掛け、櫛に輪をかけて舞う。致齋の後、日使頭人は、毎日石清水八幡宮へ出掛けて神拝する。頭人方は、出仕する諸座の役人、ことに交野の和市と楠葉の検知を終夜饗応する。

四月に入つて、頭人方が十二間の松屋を設ける。

四月三日、松屋の天井には金欄綾が張りめぐらされて五色の糸で結われ、柱に色々の模様が画かれ、座敷には毛氈が敷かれて、古来からの飭物が並べられている。その松屋の上座に、日使頭人が頭人の装束に太刀を帯び笏を持って着座する。頭人の次の座に惣長者が順次着座する。瀧口が献酌し、令吏が舞踏して、松屋の頭人と惣長者を饗応する。

そのあと、離宮八幡宮の神前に、社務、社司、俗別当、神主、大政所、惣長者、執行、案主、闕番、六位下、公事足、まさりなど四十八座の諸役人が進み出る。神輿は飾りつけて置く。二十一人の神楽座の勾當符生が拝殿に着座する。ついで、諸役人が百味の御供を運び渡しながら供える。一人の惣長者が神前に進んで先声し、大政所が拍子を合わせて神歌をうたう。蔵人司が大幣をとり、次第司に渡す。日使頭人がそれをうけ、拍手をうって奉幣する。拝殿の神楽座が神楽と舞楽を奏する。田楽座がさ、らや刀玉を演じ、乱曲の拍子をとって歌い舞う。細男の人形二体の神手の打合わせが行なわれる。

そのあと行列をととのえて五位川の祓殿へ向かう。交野の農民が先棒となり、鳥羽や木津などの馬長役、神子、舞人、次第司、蔵人司が先行する。職掌人が笛を吹き鼓をすって秘曲を奏する。日使頭人は、藤花をかざし、唐鞍をつけ大房を懸けた馬に乗って進む。その馬は將軍から出される馬で、警固役人がつく。行列は離宮から五位川の祓殿へ行く。祓殿では大神宮を拝し天長地久を祈る。

神事奉行が役人の交名を読みあげ、行列をととのえる。櫛、大幣、野太刀、虎皮、長柄鉤、神馬、隨身、瀧口、鬘絵とつづく。行列は大路をわたり松屋の前へ進む。松屋の前では、日使頭人の内室が山吹襲の装束に緋の袴をつけ、行列の銘々に胡瓶で酒を酌み、祿を配る。行列は大川へ進む。課役として徴発されている花舟四十八艘に乗り、舞と樂のうちに橋本へ渡る。諸役人は花舟をおり行儀をととのえて騎馬で男山の下宿院に入る。日使頭人と供奉の諸役人は馬上で科手門を入れて庭を通る。そこには、諸国の人々が左右両側の棧敷から見物している。長者三人が高坊に進んで田植の神事を行ない、細男の兩人形の神手打合わせがあり、田楽座が秘曲を奏する。

日使頭人は、長者とともに山上へ騎馬で進み、そのほかの供奉の諸役人は神馬をひいて歩いてのぼる。神殿廻廊を三返めぐる。長者六人とそのほかの諸役人は東廊と西廊に並ぶ。頭人は楼門で下馬し、沓音高く広場に進んで奉幣する。俗別当が諄辞し、頭人は退いて胡床に着座し、袍の袖を繕いて笏で再拝する。神主が出て御幣を神前にそなえる。一行事が九度の土器、二行事が銚子、三行事が提子をそれぞれ内陣から持つてきて頭人に神盃をすすめる。一行事が頭人のかざしの花と土器を社に納める。その間神樂が奏される。案主が、供奉の諸役人の交名と来年の日使頭人の名前を記し、神前に納めて退く。供奉の諸役人も退り、頭人は館に帰って後斎を勤める。なお、他国から勤める日使頭人の物忌については別のやり方がある、という。

以上が「御旧記」にみえる日使頭祭の神事祭礼次第である。では、こうした神事祭礼がいつ頃行なわれていたものと考えればよいのであろうか。そもそもこの「御旧記」が成ったのはいつ頃であらうか。「御旧記」の記事のなかに、室町幕府から守護使不入を認められていること、日使頭役を勤めようとしないう地方散在の神人に対する口宣と院宣が数通あるとみえることがみえるので、離宮八幡宮文書を参照すれば、室町後半以降に成ったものである。そして「御旧記」にみえる惣長者という名称は近世にみえるものであって、伝存する中世の史料には見当たらないので、下って近

世前期に成ったものであり、当時そうした神事祭礼が行なわれていたと考えられる。

しかしながら、のちにみるように、中世末に八幡宮神人が峯祓に出仕していたと考えられ、そのことは同神事に惣長者が出仕しているという「御旧記」の記事と一致しているといえる。また、明応四年（一四九五）の「八幡宮御遷座記并日使神事作法」⁽⁸⁾に、四月三日、交野の土民が先棒を勤め、鳥羽・木津などの馬長役、御子、舞人、次第司、蔵人司が先行し、色掌人が笛を吹き鼓を打ち、五位川で大神宮を拝し、長者が宿院の高坊で田植神事を行ない、日使勤者と長者が御山まで騎馬で上り、御殿外廊を三返打廻る、とみえ、両細男人形の神手打などのことも記されている。四月三日以前の神事や四月三日の離宮社頭での神事については記されておらず、また、四月三日の神事作法も詳細には記されていないが、「御旧記」にみえる神事祭礼次第は、基本的には中世末のそれを引きついできたものと考えてよいであろう。

さて、勅使少将代である日使頭人がいつ頃から差定されるようになったのか詳らかでないが、鎌倉時代に遡ることは確かである。文永十二年（一二七五）に書かれ、嘉暦二年（一二三七）の書写を経て応仁元年（一四六七）に書写された「八幡宮寺年中讃記」⁽⁹⁾の四月三日御節会の記事に、九度の盃事のあと来年の頭人が差定されることがみえる。その差定は神意によって行なわれてきた。明徳五年（一三九四）の「室町將軍家御教書」⁽¹⁰⁾によれば、石清水八幡宮において御園で差定が行なわれている。日使頭役差定の主体は石清水八幡宮であり、差定の対象は、周知のように、大山崎および地方散在の石清水八幡宮の油神人であった。日使頭役はその神人役である。

さきの祭礼次第によれば、日使頭人は一人と考えられるが、永正十六年（一五一九）の「室町幕府奉行衆下知状写」⁽¹¹⁾に、大山崎の日頭役が両頭とみえ、さらに、応永二十二年（一四一五）から延徳四年（一四九二）までのうちの九年分の日使頭人の記録⁽¹²⁾にも、二人、三人、四人という複数の頭人が記されている。それらの頭人の名前に付されている日

付は、四月三日のほか、三月三日、三月十三日、三月二十三日、四月二十三日、六月三日、十一月三日、十一月二十三日と、いずれも三日の日である。三月三日御節を除いて、これらのうちのほかの日々は石清水八幡宮の神事もなく、四月三日以外に日使頭人が勤仕する祭礼も見当らない。日使頭人は、嘉吉三年（一四四三）、文安二年（一四四五）、寛正二年（一四六二）に四人、文安四年、寛正三年に三人、応永二十二年、同三十二年、長享三年（一四八九）、延徳四年に二人であり、一年間のいずれの頭人の日付も異なっており、同日付に複数の頭人はみえない。

では、四月三日以外の日付の頭人は、どのような頭役を勤仕したのであるうか。先の永正十六年の奉書にもどってみよう。日頭役両頭の用途が八幡宮造営料にあてられ、大山崎惣庄中が、その造営料として前年納めた二百貫文を差引いた残り地足三百貫文を社納すべく命ぜられている。八幡宮造営という特別の経費が必要であった年ではあるが、両頭の用途とみえることから、通例においても、日使頭役として金銭負担が行なわれていたと考えられる。そうして、頭人はその日付の日に金銭を社納してはいたのではないだろうか。

嘉吉三年（一四四三）三月二十三日に、山崎チャウサシキ、長享三年（一四八九）三月二十三日に山崎長者座執行が日使頭役を勤仕している。いわれているように前者は山崎長者職であろう。¹³ 両者ともに大政所長者に比定されているが、のちにみるように、前者は大政所長者とは別の大山崎の長者と考えられる。後者は、大政所長者座の執行、すなわち、五位川座か溝口座かいずれかの長者のなかの執行とも考えられる。あるいは、長者座というのは、必ずしも大政所長者座を示すものではなく、大山崎の長者、つまり大山崎の神人のなかの長者かもしれない。長者の日使頭役は、いずれも三月二十三日であって、四月三日ではない。つまり長者は神人役としての日使頭役は勤仕しながらも、日使頭人としては四月三日の祭礼に出仕してはいないと考えられるのである。

四月三日の日使頭人の負担は、日使頭人の装束料、松屋築造料、出仕する諸座、交野の和市、楠葉の検知などの饗

応料、行列に参加する諸役人に対する祿、前齋、峯祓、致齋、後齋にかかわる諸経費、祭礼にかかわる諸経費の一部の負担など、相当に重いものであったと思われる。諸役人に対する祿の額は不明であるが、のちにみる天神八王子社の頭人の負担が参照されよう。

この頭人は、経済的負担以上に、一年間にわたる前齋、致齋、後齋を嚴重に勤めなければならず、その間、日常生活上の大きな制約を受けるとともに、それ以上に油商人としての経済活動にも制約を受けたから、その勤仕は非常に難儀なものであった。しかし、それを勤めることによつて油商人としての活動が認められるのであり、また、その代表として將軍から出される馬に乗つて行列に加わり、人々の注視の的となつて、神の加護恩恵を祈念することは、生涯の榮譽であり、大きな特権でもあつたのである。

再び祭礼次第にもどつてみよう。先の「御旧記」によれば、祭礼の終り近くになつて、案主が行列に供奉した諸座役人の交名と来年の日使頭人の名前を記して神前に奉納していた。そこには、神前で御圍については何も記されていない。あらかじめ記された諸役人の交名と頭人の名前が神前に奉納されているように見うけられる。そして、応仁文明の乱のはじめの時期に細川勝元が大山崎を固めている山名是豊に対し、石清水八幡宮の日使頭役について、離宮八幡宮の神前で湯起請によつて最終決着をつけるべく、神方(神人方、神人中)へ命ずることを要請しているように、⁽¹⁵⁾離宮八幡宮と神方が重要な役割を担うようになっていた。そのことは、頭人の差定が離宮八幡宮の神前で神方によつて行なわれるように変つてきているのではないか、あらかじめ離宮の神前で頭人の差定が行なわれ、その名前が祭礼の日に本宮の神前に納められるようになったのではないかと考えられる。

田端泰子氏は、日使頭役が応仁文明の乱によつて中止されていたが、乱後の文明十一年に再興されたこと、再興以後は大山崎神人中惣中の発言権が強化されたこと、を指摘しておられる。また、大山崎離宮八幡宮が、明応四年(一

四九五 当時すでに建立されており、さきの細川勝元の書状が文安二年（二四四五）以後文明五年（二四七三）までのものであろうから、その創建は十五世紀半ばからそれを過ぎた頃であつたとし、その離宮が惣中と深い関係で結ばれていた、といわれる。⁽¹⁶⁾

ここでは、離宮八幡宮の創建の時期はさらに遡るものと考ええる。そして、すでに応仁文明の乱中から、大山崎の神方が日使頭役にかかわる問題を担当するようになっていたと推測する。その神方は惣中とは別のものであると考えられる。差定の手続きを担当する神方は、離宮八幡宮の長者、「御旧記」にみえるのちの惣長者であろう。さきにもたように、永正十六年に幕府が惣庄中（惣中）に対して、地足五百貫文を石清水八幡宮造営料として杜納するよう命じているが、神方に命じていないのは、神方が神事を担当するようになっていたからであろうし、惣中が地足（地子）を割付して徴収する役割を担っていたからである、と考えられるのである。⁽¹⁷⁾

とすれば、のちにみるような惣中による共和制的門閥支配が行なわれる中世末においては、頭役祭祀の日使頭祭も次第に後述のような天神八王子社の祭祀に類似した、頭人祭祀ともいうべきものに変化していき、頭人も次第に大山崎の住民のなかから差定されるようになったのであろう、と考えられる。

なお、「御旧記」にみえる諸役人四十八座のうち、石清水八幡宮から出仕しているものも多いというが、それらがどういふ諸役人であるのか詳らかでない。また、離宮八幡宮方から出仕する諸座についてもはっきりしないが、惣長者、大政所などはその一部であろう。のちにみる公事足、まさりのような、天神八王子社の諸役人と同じ名称の諸役人が出仕しており、大政所のように天神八王子社の神職も離宮八幡宮の祭祀の勤めを分担していた、と考えられる。

二 童使頭と天神八王子社の祭礼

中世末の大山崎においては、すでに明らかにされているように、天神八王子社の神事祭礼が、大政所長者座を中心として営まれていた。長者座は、五位川座と溝口座の両座で構成されていた。それぞれの座は、四人の長者から成り、長者には、一長者、二長者、三長者、四長者という順位があつた。一長者が執行をも勤めていた。⁽¹⁸⁾

まず、天神八王子社の祭礼など、大山崎における年間の仏神事祭礼とその経営がどのように行なわれていたのか、「童使年中行事覚書」⁽¹⁹⁾に依拠してたどってみることにしたい。この覚書には、大永・天文年間の記事および卷末の慶長二年（二五九七）の文書写があり、中世末から近世初頭のことと録されている。そのなかに、年間の仏神事祭礼と、とくにそれにともなう準備や負担についての記事がみえるのである。

正月一日 御節。使殿（童使頭人）が御節料三貫文を納める。御鏡、御飯、一色の御菜の餅、色々の菓子を供える。溝口座の執行は色々の菓子のうちの鯛と御菜の白餅を、同座の一長者は御飯の箸と御鏡の敷紙を下げ受ける。

正月二日 御節。惣中が関戸蔵からの寄進分を取立てて経営にあてる。別当は毎年別当坊からの仕立分を下げ受ける。

正月三日 御節。

正月四日 観音堂のおこない。宝積寺から僧一人が出仕する。その布施五十文。おこないの膳は三種の肴、白酒で三献出す。御饗数十二杯、そのうち六杯は寺の坊主、一杯を執行が下げ受ける。公事足が出す銭は沙汰者に与える。

一長者が牛玉紙を仕立てて宝積寺へ納める。牛玉札十三本が作られる。十一人の公事足が米一升と銭を納め、牛玉札

を一本ずつ受ける。執行と沙汰者がそれぞれ一本ずつ受ける。

正月二十七日 二月三日の天神八王子社のおこないの御業切付配り。二長者が小豆、三長者が栃実、大豆、四長者が豆腐、懸番(奉行)があらめ、その次の者が牛房、さらにその次の者が大根などを準備して納めるよう切付を配る。一長者は、二月三日のおこないの布施二百文、御幣の厚紙十二枚、惣中の酒を負擔し、二月四日の五色十二種の御菜を仕立てる。

二月一日 沙汰者が同三日の天神八王子社のおこないの出仕を座中に触れ、出仕人数を確認し、その人数を童使頭人に通知する。おこないの米を炊頭へ渡す。炊頭は二長者、三長者、四長者へ隔年にかけて交替で勤める。炊頭は箸二百前余を準備する。一長者が三日のおこないに御飯三膳を大榊八升の米で炊ぐ、童使頭人がそのうちの三升を出す。その八升のうち小榊一升分を散米にあてる。十一人の公事足はそれぞれ料足十文ずつ出す。それでもって花餅三からげを作る。童使頭人は、天神八王子社の牛玉紙として厚紙四帖と中紙二百五十枚を出す。別当坊から受け取りに来る法師原に、その牛玉紙が渡され沙汰者が付添う。

二月三日 天神八王子社のおこない。一長者の宿所へ出仕する。別当が四つ時に出仕する。酒肴を出す。布施百文と名帳用の厚紙十枚を出す。つぎに惣中が出仕する。三種の膳、つぎに串肴を出す。酒を二献出す。童使頭人が出仕する。酒を五献出す。別当は三献の大饗の時まで座敷に出仕し、一長者の左座に着座して、菓子、あたたげもの、餅、瓶子の酒を一献受けて座を立つ。四献のあと鯉の真魚板。その鯉がない場合には、その代として二百文を出す。五献のあと御歌と折念。御歌の布施四百文出す。そのうち百文は童使頭人が末の者へ二文ずつ渡す。沙汰者に分け、懸番にその残りを渡す。布一反を出し、長者四人が配分して取る。厚紙五帖出す。

二月三日夜 一長者の宿所での寄合、物分け。肴酒を出す。座入七百文のうち六百文を四人の長者で百五十文ずつ

分ける。百文は末の者に渡す。

二月四日 五座の饗。一長者が御供御菜と五色十二種の膳三前を仕立てる。五座（長者、懸番、次、その次、そのまた次の五座）の饗の米は、一長者、三長者、四長者が六升ずつ出す。懸番と次の者が三升ずつ出す。その次の四人が二升ずつ、そのまた次の者が五合ずつ出す。その米のうち五升を沙汰者へ渡す。一長者、三長者、四長者が炊頭となつて炊ぐ。懸番と次の者が毎年御菜の人夫を出し、それぞれ隔年に御菜を受ける。

四月二日 童使頭人が精進屋へ出仕する。

四月六日 神輿飾り。御酒三ひさげと駕輿丁の酒を出す。

四月七日 清酒、鯛三枚、混布卷、路を出す。

四月八日 天神八王子社の祭礼。御酒三ひさげ出す。御旅所での田楽のあと、童使頭人が御幣を納める。棚弘から大樽三升とししげを執行へ渡す。五位川と辻の両社の御供を一長者の所へ取り寄せる。

四月九日 物分け。不參の長者にも分ける。五位川の社の御供と三瓶子のうちの白酒二瓶子を、辻の社の御供と三瓶子のうちの清酒二瓶子を溝口座が受ける。そのうち白酒一瓶子を同座の沙汰者へ渡す。惣の職司が清酒一瓶子を受取る。馬長役料足として箱錢二百文をあてる。その入用のない時は一長者の取分とする。観音堂屋根葺錢百文、一貫文を執行が出す。勾當から懸物の料足百文を溝口座へ出す。十一人分の駕輿丁料五百五十文を出す。

五月五日。御節。両童使頭人から粽五れつずつ出す。

六月 御手あそび二貫文を納める。童使頭人が酒二十ひさげ納める。五座へ錢二百文ずつ出す。そのうち五百文を高坊が受ける。大政所両座へ納まる二百文を四人の長者が五十文ずつ分ける。溝口座の一長者の宿所で、沙汰者が取ついで出席した長者に錢百文を渡す。

十一月八日 天神八王子社参拝。長者四人が出仕する。神舞、三色の御歌を奉納する。

十一月九日 観音堂火焚き。いもかん、白酒を出す。榊を十五本取り、そのうち二本を社に納め、残りを沙汰者が公事足へ配る。一長者がその負担をする。

この覚書には、仏神事祭祀の次第についての詳細な記事はない。また、溝口座の営む仏神事祭祀について記しており、五位川座の仏神事祭祀については詳らかでない。両座が同じ日に同じ仏神事祭祀を営んでいたのかどうかよくわからない。四月八日の天神八王子社の祭礼は、両座合同で営んでいた。正月四日の観音堂のおこない、十一月八日の天神八王子社参拝、同九日の観音堂火焚きも、合同で営んでいたのが確かでない。五月五日の御節には、両使殿（童使頭人）が粽をそれぞれ五れつずつ納めているので、合同で営んでいたであろう。元旦の御節に両使殿とはみえないが、溝口座と特記してその執行、一長者への下げ分の記事があり、五位川座については記事がないけれども、合同で営んでいたであろう。正月二日の御節には、惣中が寄進分を取立ててその経費などにあてており、別当も出仕しているようなので、合同で営んだものと推測される。正月三日と五月五日の御節は合同で営んでいたであろう。それらの御節は天神八王子社において営んだのであろうか。一長者の宿所で、二月三日の天神八王子社のおこないが営まれ、同所での寄合、物分けが行なわれる。のちにみる「童使出銭日記」によれば、二月三日は両座合同ではなく、四月八日の祭礼とその前の拍子合は合同で営まれていたことが知られる。兎角、この覚書の記事にはわからないことが多い。

さて、童使頭人についてみよう。使殿と称されている。明応五年（一四九六）から永正十三年（一五一六）にかけての「童使出銭日記」⁽²⁰⁾に、四月八日の神事頭人とみえるのが使殿である。そこで本稿では童使頭人と称することにしてゐる。この頭人は、五月五日の御節に、両使殿が粽を納めているので二人であったことが知られる。さきの覚書にみ

える溝口座の頭人は一人だから、他の一人は五位川座の頭人ということになる。溝口座の「童使出銭日記」から知ることのできる頭人は溝口座の頭人だけである。

頭人の差定は前の年に行なわれていた。明応五年に松田三郎が翌六年の頭人に差定され、十一月朔日の朔幣まで勤仕していたが、故障があつて中村保の寺尾兵庫に差定し直され、二月三日のおこないが行なわれた。ところが、四月に入つて兵庫が精進屋の内落ち、それが原因で七月末に死去した。この不祥事で穢れたため、四月八日の祭祀が延期された。八月になつて、改めて□くほの与太郎が頭人に差定された。しかし、辻保のかいや与太郎が差定されるべきところを間違つて□くほの与太郎が差定されたことが判明したので、神事は九月八日に延期して行なわれたのであつた。この経過から考えれば、頭人は前の年に差定されて勤仕していたことが明らかである。さきに見た日使頭人と同様、祭祀のあとに差定され、一年間潔斎して勤仕していたものと考えられる。

頭人は、二月三日の天神八王子社のおこないと、四月八日の祭祀前の三月下旬から四月上旬の拍子合の日、のちには四月九日の物分けの日に、それぞれの饗料と往来（あるいは大座）と称する金銭を納めていた。溝口座の頭人およびその負担について、文明十七年（一四八五）以降寛文二年（一六六二）までの六冊の「童使出銭日記」⁽²⁾によつてみることができる。

それによれば、頭人の負担額は一定していない。二月三日および拍子合の日の饗料は、沙汰者を含む出仕人数と出仕人数一人当り平均額の多い少ないによつて増減している。出仕人数は少ない時に七、八人、多い時には二十六、七人であり、一人当り平均額も百文から百六十文、多い場合には二百文を超えている。そうして、饗料は少なくて一貫文、多くて四貫文におよんでいる。この二月三日の饗料については、天文六年（一五三七）、同九年、同十四年に、一長者に九十文、二長者、三長者、四長者に六十文ずつ、懸番（奉行）に三十文配分されている以外には配分の記事が

見当らない。天文十四年の配分は、饗料のうちの引物となっており、配分のみえる他の年も同様に引物として配分されたのであろうか。同九年には、長者と奉行のほか、奉行以下の出仕者にもそれぞれ等分の配分が行われている。これらの年の引物は特別の措置であったのであろうか。

拍子合の日の饗料については、出仕した見机、執行、二長者、三長者、四長者、懸番、その次、そのまた次、沙汰者、まさりに対して、順次通減した金額が配分されている。永正九年（一五二二）、天文五年などには、駕輿丁などへの配分も行なわれている。さきの覚書には拍子合の日について何も記されていないが、二月三日と同様、直会の饗料が行なわれていた。明応九年四月二日および天文五年三月二十九日の拍子合の日の配分に、五位川・溝口兩座に鯉の料足二百文が両頭人の納めた分から配分されている。二月三日のおこないの真魚板の鯉のない場合には、鯉料足を出すことになっており、同様の措置がとられていたものと思われるので、その両年には真魚板の鯉がなかったことが知られる。とすれば、拍子合の日にも、通例として饗料が行なわれ、鯉の真魚板があったのである。

一方、二月三日の往来と拍子合の日の往来は、いずれも出仕者に対して順次通減した額が配分されている。拍子合の日の往来は、まず五位川・溝口兩座合同の大座に納められ、そのあとそれぞれの座に分けられ、溝口座ではその分がそれぞれの出仕者に配分されている。兩座への配分の割合は、溝口座一〇〇に対し五位川座七一である。何に基づくのか明らかでない。なお、辻と五位川兩社へ納められる白酒・清酒の各三瓶子の御酒のうち二瓶子が溝口座に下げられていることが想起されよう。二月三日の往来は、少なくとも一貫文、多くて三貫文、拍子合の日の往来は、兩頭人分であるが、少なくとも四貫文、多くて十貫文であった。溝口座で配分を受けている出仕者は、長者、懸番、その次、そのまた次、そのまた次の次、沙汰者などで、長者を上位として五段階ないし七段階まで下がる者までである。ほかに、天文年間から駕輿丁、白拍子、東宮屋の御酒、炊頭、時には楽頭、座本、作手の引物がある。天文六年（一五三七）

以降には、拍子合の日にかわつて四月九日の物分けの日に往来とその配分の記事がみえる。こうした配分は、二月三日夜の物分け、四月九日の物分けに行なわれていたと思われる。さきの覚書の物分けに往来の配分の記事がないけれども、「童使出銭日記」に、四月九日の往来とその配分が記されるようになったのは、物分けに往来も配分されていたことを示してくれるからである。

頭人は、そのほか元旦の御節料三貫文、二月三日のおこないの牛玉札の紙、五月五日の御節の粽、六月の酒などの負担があつた。そうした経済的な負担のほかに、長期にわたつて潔斎して勤仕する責務が課されており、ことに四月に入つて精進屋での勤仕は厳しいものであつたに違いない。

では、頭人となつたのはどういう人々であつたのであろうか。五位川座は上の座、溝口座は下の座とも称されてきたというが、すでに指摘されているように、上六保、下五保という大山崎の地域別によるものではなかつた。⁽²²⁾ 溝口座について記している「童使出銭日記」にみえる限りでは、上六保のうちの舟橋保、中村保、岩上保、鷹保、溝口保の五保と、下五保のうちの蔵内保、関戸保、辻保、井尻保の四保の住民が頭人に差定されている。溝口座の頭人は、上六保および下五保から差定されていたと考えられる。五位川座についても同様であつたと思われる。

長者などの出仕者は差定されていないと考えられる。長者が勤めていたと思われる拍子合の日の棚払は、頭人に差定されている人々のなかにみえない。例年の棚払の名前は知ることができ、棚払を勤めない年にも頭人に差定されてはいないのである。同様に、往來の配分を受ける懸番以下の出仕者も差定されない人々であると考えられる。

頭人のなかに、辻保のかいや与太郎などもおり、すでにいわれているように、大山崎の神人に限らず、大山崎の住民のなかから頭人が差定されていたと思われる。⁽²³⁾ 通例、頭人は大人の男性であるが、関戸保の下蔵の子才鶴丸など子供が差定されている例が数例みえる。「童使出銭日記」に、文明十八年(二四八六)の祭礼の渡御について、頭人は天

童装束、ほかに、口四人も童装束をつけていることが記されている。口四人というのは詳らかでない。それは兎角として、童使は天童である。大人の頭人が天童の装束をつけて渡御に加わっていたのであり、なかには、子供が差定され、天童として行列に参加していたのである。さきに見たように、明応六年（一四九七）四月に精進屋で頭人の寺尾兵庫が落ちて七月に死去しており、この頭人は大人であつて子供ではない。子供が差定されている数例を除いて頭人は大人であり、大人が渡御には天童として勤仕したのである。なお、明治維新の頃の天神八王子社の祭礼図に、第九番に天童が、第十九番に勅使代が描かれている。その頭注によれば、天童は三人で、旧神官の三歳から六歳までの幼い男子が勤め、抱男がついている。勅使代は使殿といい、勅使少将代であり、惣長者が神官のなかから選んでいる。神官にとつて一代一度の神役であるという。しかし、この勅使代は江戸時代に渡御に加わつたものであろう。いつ頃かわからないが、勅使派遣の祭礼であつたとする格上げが行なわれたと思われる。童使・使殿は天童を意味するもので、勅使ではなかつたといつてよいと考える。

三 大政所長者座と大山崎の惣中

つぎに、大山崎における仏神事祭礼で、長者をはじめそれぞれの出仕者がどのような役割を担っていたのかみることにしたい。まず長者について確認しよう。

一長者は、元旦の御節の折、御飯の箸と御鏡の敷紙を、執行が鯛と白餅のお下りを受けている。執行は「童使出銭日記」に依拠すれば一長者が勤めているが詳らかではない。正月五日の観音堂のおこないに、執行が御饗一杯と牛玉札一本を受け、一長者が牛玉紙を宝積寺へ納めていた。正月二十七日の御菜切付によれば、二月三日の天神八王子社

のおこないのため、二長者が小豆、三長者が栃実と大豆、四長者が豆腐を納め、一長者が五色十二種の御菜を作るこ
 となつてゐる。二月一日、納められたおこないの米を炊頭が受け取る。炊頭は、二長者、三長者、四長者が定めら
 れた順番で隔年に勤める。二月三日のおこないに、一長者は大榭八升の米で御飯三膳を炊く。おこないは一長者の宿
 所で営む。長者は別当のつぎの座に着座する。おこないの夜、一長者の宿所で寄合があり、物分けが行なわれる。二
 月四日、一長者が御供三膳を仕立てる。二長者、三長者、四長者が炊頭となつて五座の饗の御飯を炊く。一長者が拍
 子合の日の棚払を勤める。四月八日の天神八王子社の祭礼に出仕する。四月九日物分けに出る。十一月八日同社に参
 拝する。一長者が翌九日の観音堂の火焚きの経費を負担する。

このように、長者は、大山崎の仏神事祭礼に神官としての役割を担つていたことが知られる。宝積寺の僧、別当坊
 の別当の出仕はみえるが、神主の出仕については記されていない。長者がその役割を勤めてゐるのである。

懸番以下の出仕者は、正月二十七日に御菜の材料を納めるよう切付を受ける。二月三日頭人の出す御歌（神歌）の
 布施の配分を受けており、御歌に加わつてゐたと思われる。二月四日五座の饗に出仕する、その饗の米を負担し、御
 菜を作る人夫を勤める。拍子合の日と祭礼に出仕する。懸番は奉行とも称されている。このような懸番以下の出仕者
 は、長者の指示に従つて仏神事祭礼に勤仕する諸役人である。

沙汰者は、二月一日に、翌々三日のおこないへの出仕を触れ、出仕人数の確認をしたり、牛玉紙を受け取りに来る
 別当坊の法師原の付添いをするなど、仏神事祭礼の雑役を勤める、いわば走り使いである。

公事足十一人が観音堂のおこないに米銭を納め、牛玉札を一本ずつ受けている。二月一日にも十文ずつ出し、花餅
 を納めている。「童使出銭日記」にみえる十一人の駕輿丁とその人数が一致するので、公事足は駕輿丁であろうと思
 われる。

同日記に、見札、執行、長者、懸番のそれぞれのまざりが記されている。補助者か見習といった類であろうか。見札については詳らかでない。また、雑掌、座本、作手もみえるが詳らかでない。

別当は天神八王子社のおこないに出仕し、一長者の左座という上座に着座する。このおこないの牛玉札は別当坊が作成する。正月二日の御節に、別当は別当坊からの仕立分を受けることになっており、出仕していたものと思われる。天神八王子社の別当および別当坊であろう。正月五日の観音堂のおこないに、宝積寺の僧が出仕し、その牛玉札は宝積寺が作っている。四月八日の天神八王子社の祭祀に、別当が出仕したのであると推測されるが、明らかでない。さきの祭祀図の頭注には、谷寺（西観音寺）と宝寺（宝積寺）の僧が隔年交替で出仕している、とみえる。

四月八日の祭祀に、御旅所で田楽が奉納されていた。「童使出銭日記」に、天文八年（一五三九）楽頭の祿がみえる。田楽頭に対する祿であろう。永正二年には白拍子が来なかつたことが記され、年によっては、拍子合の日に白拍子の祿が記されている。白拍子も出仕していたが、毎年出仕していたのかどうかわからない。

そのほか、「童使出銭日記」に、公当懸物の東宮屋酒が記されている。公当懸物は、天文十四年には扇代とみえる。東宮屋の酒代二百文のうち百文を公当が出しており、それが扇代とも称されていた。この公当については、「童使年中行事覚書」に、五か条の禁制が録されている。その第二条に、四月八日、神輿より早く東宮屋から帰宅することが禁ぜられ、第三条に、符生役を怠ることも禁ぜられている。公当は、符生役を勤仕し、四月八日の祭祀に東宮屋へ出仕しなければならなかつたのである。同覚書には、本座符生は天神八王子社における神楽の鼓役と、観音堂と東宮屋での役を勤め、新座符生は神楽の笛役、光明寺と東宮屋で笛吹を勤めるべきことが記されている。

同覚書には、さらに公当の座入などについてみえる。それによれば、公当には男子が座入していた。寛正二年（一四六二）四月、孫太郎子息が四百文を納めて座入し、その後、幸丸、関彈正入道子息乙菊丸、三谷与次郎子息、関戸

保石上三郎右衛門子息千代石丸、岩上保三谷小左衛門子息お久丸が、それぞれ同様四百文を納めて座入している。座入ののち、あるいは、座人と同時に、一貫文とか二貫文を納めて公当成をしている者もみえる。天文七年（一五三八）、溝口保のかち（鍛冶）の二郎衛門子弥三郎、同保のかうしんの二郎三郎子千代松、同保こうや（紺屋）弥二郎子こまあが、それぞれ一貫文を納めて公当成した。さきの関彈正入道子息乙菊丸、三谷与次郎子息、岩上保三谷小左衛門子お久丸は、それぞれ座入と同時に二貫文を納めて公当成している。座人と同時に公当成すると、公当成に二貫文を納めることになっていたのであるうか。一貫文を納めて公当成したのは、父親が鍛冶や紺屋という無姓の者であり、それも座入ののち期間をおいてからであるが、座入と公当成を同時に行なつて二貫文を納めている男子の父親は、ともに有姓の者であることが注目される。つきにみる神子の事例を参照すれば、公当は座入、公当成（中座座入）し、のち、本座へ上り、中座までは新座として勤仕していたのではないかと推測される。

こうした公当座入や公当成には、大政所両座の長者八人が連署して免状とか補任状を出している。そうして、座入の四百文は両座へ二百文ずつ、長者一人宛五十文、公当成の一貫文は両座へ五百文ずつ、長者一人宛百文、奉行五十文、沙汰者五十文、同二貫文は両座に一貫文ずつ、というように配分している。その配分を物分けの日に行なつていた。覚書にみえる公当の座入、公当成の記事は数少ない。そのことは、公当座の成員が数多いものではなかつたことを示していると思われる。したがつて、その配分も例年行なわれていたのではなかつたと思われ。公当座は、神楽などの奏楽を担っていたのであるから、その成員の数が多くはなかつたのである。

覚書には神子座についても記されている。神子座へは女子が座入していた。座入四百文、二成五百文、笠錢六百文と規定されており、その負担は天神八王子座役と称されていた。座役にはそのほか蛭子成、神子成、中座一成、歳成、本座一成の事例がみえる。

文明七年（一四七五）八月、まこ九郎息女が歳成して二貫文、疋田太郎左衛門息女の松が二成して五百文、笠免除をうけて六百文、津田孫三郎息女の松が座入して四百文、十二年後二成して五百文、天文三年六月、井尻右馬允息女松が座入して四百文、十二年後の天文十五年四月に蛭子成して八百文、同年、同人息女が中座二成して五百文、また、同人の息女が同十九年十二月に同じく中座二成して五百文を納めている。中座二成した井尻右馬允息女が松であれば、座入後十二年で蛭子成、中座二成していることになるが、同一人かどうか明らかでない。天文二十二年二月、津田藤次郎息女松が中座歳成して二貫文を納めている。それはまこ九郎息女の歳成と同額の座役であるから、まこ九郎息女も中座歳成したのであろう。文明十二年四月大路息女が一成して一貫文、天文十四年十二月津田おまつが蛭子成と一成して二貫文を納めている。規定にみえる二成は、座役の金額が同じであるから中座二成であろう。歳成は二成より金額が多いので藪次の上位であろう。とすれば、座入、中座二成、中座歳成、本座一成という藪次であったと思われる。その間に、笠免除、蛭子成が行なわれた。こうした神子に対しても、公当と同様、天神八王子大政所長者が免状、補任状を出している。そうして、また、その座役を配分し受け取っているのである。公当と神子は、神官である大政所長者の差配をうけて、天神八王子社の神事祭礼などに従事していた。大政所長者座、公当座、神子座は、そうした神事祭礼を担当する、いわば神職の諸役人の座であった。

しかしながら、従来この大政所長者座が宮座であると理解されてきている。大崎惣の成員が童使頭役を勤仕しているとして、その成員全体から成る宮座であるといわれる。⁽²⁵⁾あるいは、出仕人数以外に多勢の座衆が存在していたともいわれている。例えば、天正十五年（一五八七）には、宮座役職のほかに九十三人もおり、出仕者の宮座役職と役職外の座衆から成っている、と脇田晴子氏は考へておられる。⁽²⁶⁾

さきにみた出仕者は、宮座役職というよりは、長者の差配下にあつて神事祭礼に従事する諸役人であり、天正十五

年の九十三人は、四月八日の祭礼の渡御に参加したのであろうか、翌九日の物分けに大座（往來）の配分を受けてるのであって、祭礼がきわめて盛大であったことが知られるけれども、座衆というべき者ではなかったと考えられる。物分けの日に、出仕者が幾段階にもわけて順次通減した配分を受けているのは、神事祭礼に果す役割に応じた祿の支給を受けていることであり、それは、日使頭祭において、渡御に参加する諸役人が祿を支給されていたことと類似する。一般には頭人の負担について知られているものの、それがどの程度であったのか、またどのように使用されていたのか、よくわからないのであるが、この大山崎における事例は、京の祇園社馬上役の事例とともにそれをよく示してくれるきわめて稀なものである。

大山崎惣の成員が集って座礼を行なった様子はみえない。おこないの日、拍子合の日の饗応は出仕者に対するものである。二長者以下の長者が勤める炊頭が著二百前余を作成することになっているが、惣の成員の座礼のためではないようで、饗応の諸準備も、長者以下の出仕者が行なっていて、頭人が行なうものではなく、まさに、長者以下の神事祭礼に従事する諸役人の饗応であった。

したがって、大政所長者座は長者のみの座であり、公当座や神子座とともに、神職の諸役人の座であると考えるのである。では、天神八王子社の祭礼の形態をどのようなものとして理解すればよいのであろうか。童使頭役が氏子区域である大山崎の住民に差定されているが、それは領主から課役として差定されたものではない。神官である大政所長者によって差定されたものであり、大政所長者の主導によって大山崎の住民が氏子として天神八王子社を祀ってきたのである。これは、頭人祭祀ともいべき祭祀形態であると考ええる。

さらに大政所長者について検討を続けよう。覚書に、八幡宮大山崎大政所長者が馬長役の免除状を出していたこともみえる。免除状の雛型が記されている。それは馬長役の免除、ひいては差定を担う大政所長者のための雛型である。

この馬長役に関しては、四月九日の物分けに、馬長役の料足として出す箱錢二百文を、馬長役不要の年には一長者の得分として配分することになっている。ということは、八幡宮大山崎大政所長者は、天神八王子社大政所長者と同一のものであったのである。⁽²⁷⁾ そうして、馬長役の免除状を八幡宮大山崎大政所長者として出しているから、その馬長役は八幡宮、すなわち離宮八幡宮にかかわるものであったと考えられる。

「御旧記」によれば、日使頭祭に大政所が出仕し、離宮八幡宮の神前で神歌をうたい、石清水八幡宮の渡御に参加している。その大政所は、ここにいう八幡宮大山崎大政所長者であり、天神八王子社大政所長者でもあると考えてよいであろう。中世末において、大政所長者は天神八王子社のみならず離宮八幡宮の神官であったのである。「御旧記」には、大政所長者は惣長者の下位に位置づけられている。

では、その惣長者についても考えてみなければならぬであろう。「御旧記」によれば、日使頭祭に、大政所とは別の惣長者が重要な役割を担っている。松屋で日使頭人の次に順次着座して饗応をうけ、惣長者一人が離宮の神前で大政所の神歌の前に先声する。また、高坊で田植の神事を行なったり、頭人とともに騎馬で山上へ進み、石清水八幡宮の神前の祭祀に参加している長者というのも、惣長者であろう。供奉する諸役人の交名を読みあげて、渡御の行列をととのえたりする神事奉行も、惣長者である。来年の日使頭人の名前を神前に納める案主も惣長者であろうか。このような惣長者は離宮八幡宮の神官であると考えられる。

この惣長者の前身が中世にみえる山崎の長者であろう。さきにみた嘉吉三年（一四四二）の日使頭役を勤めた山崎の長者がそれであろう。長享三年（一四八九）の長者座執行というのも、大政所とはなっていないので、同様、長者の執行で、惣長者の前身であったかもしれない。遡って鎌倉時代の長者が、小西瑞恵氏の紹介された二通の宝積寺文書⁽²⁸⁾にみえる。同氏などは、それを大政所長者の前身とされる。⁽²⁹⁾ 正嘉元年（一二五七）の「山崎長者山寄進進状」には、

長者六人、執行一人、案主一人、元徳二年（二三三〇）の「岩上春日御領内屋敷手継文書紛失狀」には、長者一人、沙汰人長者一人、長者執行一人が連署に加わっており、前者の八人が大政所兩座の長者八人と、後者の四人が大政所兩座のいずれかの長者四人と数が一致することにも、その根拠を見出しておられる。それらの長者が山崎の神事と郷務も担っており、前者にみえる神事というのは天神八王子社のそれである、と考えておられる。しかし、神官であり郷務も担う長者であれば、むしろ石清水八幡宮と離宮八幡宮の神事を担い、山崎の郷務をも執った長者で、のちの離宮八幡宮の長者の前身であると考えるのが妥当ではないだろうか。

天文九年（一五四〇）三月、大山崎の惣中が峯祓料五貫文を関戸山城守に渡している。⁽³⁰⁾この関戸山城守は、離宮八幡宮の神人で、同宮での神事を往古のように嚴重に営むこと、そのための装束などは藤原新左衛門尉が調えること、を神人たちに申付けるよう命ぜられている。⁽³¹⁾同宮神人の主導者である。「御旧記」によれば、峯祓に惣長者が出仕しているから、関戸山城守は同宮の神人のなかの主導者で、のちの惣長者につながる組織の成員であったことが明らかである。関戸山城守は同宮の長者であったと考えられる。同宮の神人を統轄していることから、細川勝元が名指した神方にあたると思われる。峯祓の神事は日使頭祭にかかわるものであり、離宮八幡宮が自立するに至っている段階では、同宮の神官、ここでいう長者がその神事を行なったのである。遡れば、長者が石清水八幡宮、離宮八幡宮の神事を担っていたのであって、正嘉元年の寄進状にみえる神事もその神事であったと考えられる。

大山崎の神方について、脇田晴子氏は大永年間から神人中と惣中の一体化が進むといわれ、田端泰子氏は、神方は惣中が直接姿をあらわす前の形態であった、といわれる。⁽³²⁾ここでは、神方は次第に専ら神事を担うものとなってきたのではないかと考える。のちにみるように、惣中は大山崎の政治・財政などを担当している。神事と郷務を担っていたといわれる長者の権能の系統は、大山崎の神人中・神方の長者へ引きつがれ、応仁文明の乱以降には、神方の

長者と惣中とに分化して、長者が神事を担当するようになっていったのではないかと考えるのである。その当時に、離宮八幡宮は石清水八幡宮から自立しており、長者が担う神事は、同宮の神事である。

次に惣中について採り上げなければならない。二月三日の天神八王子社のおこないに惣中が出仕している。この惣中は、正月二日の御節の経費にあてる関戸蔵からの寄進分を取立てている。寄進分を取立てるといふことは、この惣中が永禄十一年（一五六八）の連署状の百七十五人をもって大山崎惣中とするような惣中ではなく、その文言のなかにみえる惣中である。遡って文明三年（一四七二）十一月の赤松政則感状の宛所である大山崎宿老中や、室町幕府奉行人連署奉書⁽³⁵⁾の宛所の大山崎惣中と同義の惣中である。「萬記録」⁽³⁶⁾の永禄四年十一月の記事に、永正十七年の惣中御人数が宿老一人を含む八人であることがみえ、以降、慶長六年（一六〇二）まで八人ないし十人であることが知られる。宿老二人は御座敷宿老とも、上宿老、下宿老ともいう。

惣中が初見する文明三年には、惣中は大山崎の主導者として、文明の乱に將軍方につき紀州和佐庄を兵糧料所として与えられている。⁽³⁷⁾ 脇田晴子氏が明らかにされたように、明徳三年（一三九二）足利義満から与えられた大山崎への守護使不入の特権も、文明以降、石清水八幡宮の社務の直接の支配を排除して惣中が掌握しており、下って、永正十七年には、惣中が尽力して大山崎における徳政免除の特権をも獲得した。⁽³⁸⁾ 織田信長の上京、畿内進出にともなう大乱から大山崎を守るため、永禄十一年十二月、大山崎の老若百七十五人が連署して、惣中の主導に従って贈答用の資金を出すことを約している。惣中は、金銭の貸借を行ない、懸銭の賦課や免除を行なって、二月、五月、八月、十一月に算用の会合を開いている。

そうして、さきにもたように惣中は大山崎における仏神事祭札にも関与した。天文九年には、峯祓料として五貫を出し、惣長者の前身の長者と思われる関戸山城守に渡している。弘治・永禄年間には神田を買得している。以降、近

世初頭にかけて、離宮八幡宮および天神八王子社の造営・修造に、修理頭を差定したり、天正八年（一五八〇）には、信長の命をうけて大山崎の老若を動員し、離宮八幡宮の築地を築くなど、それらの構営をも行なっていた。惣中は毎年内畠の収納分から上の座と称された五位川座に米四斗、下の座の溝口座に米六斗を出しており、天神八王子社の大政所長者座にも経費を支出するようになっていた。³⁹ 離宮八幡宮や天神八王子社の神事祭祀に関与しているのである。

田端泰子氏が指摘されているように、惣中は、修理頭を勤めた者に諸公事を免除するなど、諸公事の配分決定権を持つていた。⁴⁰ 懸銭の賦課・免除は諸公事の賦課・免除と同義と思われる。先記のように幕府が永正十六年（一五二二）に石清水八幡宮の造営料として、地足五百貫文を納めるよう大山崎惣庄中に命じており、惣庄中、すなわち惣中は地足（地子）の徴収を行なう権能を有している。善法寺雜掌の申立により、石清水八幡宮への日使頭役として上納することを命ぜられていることは、大山崎が幕府の外護する石清水八幡宮の支配からまだ完全に脱していないことを示しているが、一方では、石清水八幡宮は、惣中を通さなければ日使頭役を受け取れない状況になってきていることを示している。しかも、惣中は五百貫文のうち二百貫文は前年に納めたものの、残る三百貫文は納めていなかったのである。大山崎が石清水八幡宮の支配から完全に脱するようになるのは、大山崎が離宮八幡宮の神領となつてからであるが、そこに至る間、惣中は、次第にその神領化が進むにともなつて、すなわち石清水八幡宮などの諸領主の支配が實質的に失なわれていくにともなつて、離宮の領主支配を担うものとなつていったのである。

こうした惣中の成員は、中世末から近世初頭にかけてみれば、八人ないし十人であり、大山崎の門閥的な有力神人で、輪番によつて上宿老・下宿老を勤めたようである。しかし、大山崎惣中というとき、それはこのような主導者の惣中ではなく、永祿十一年（一五六八）の連署状にみえる百七十五人のような、大山崎惣中の成員全体を指すものとして扱われてきている。そうして大山崎惣中の成員全体が、天神八王子社の大政所長者座という宮座を構成していた、と

いわれるのであるが、さきにみたように、大政所長者座は神官である大政所長者の座であり、それも、両座で八人という少人数のものであった。その長者座の差配下に公当座と神子座があり、大政所長者座、公当座、神子座は、いわば神職の諸役人の座であった。天神八王子社の童使頭人は、同社の氏子地域である大山崎の住民のなから差定されるのであり、その祭祀の形態は、宮座祭祀とも頭役祭祀とも異なる、頭人祭祀ともいうようなものであった、と考えられる。

おわりに

以上、中世末の大山崎における祭祀について検討を加え、大山崎惣の様相について解明を試みてみた。「石清水離宮八幡宮御旧記」をみながら、できるだけ中世史料によって裏づけして、日使頭祭を明らかにし、応仁文明の乱以降、離宮八幡宮の神方の長者が頭人を差定するなどその主導のもとで再興された日使頭祭が頭人祭祀といふべきものとして営まれるようになっていったと考えられること、その神方の長者は、鎌倉時代以降にみられる長者の系統をひき、中世末には専ら離宮の神事を担当しており、近世の惣長者の前身であると考えられること、を示した。

ついで、天神八王子社などの中世末の大山崎における仏神事祭祀について明らかにしながら、大政所長者座は長者という神職の座であり、公当座、神子座とともに、神職の諸役人の座といふべきもので、大山崎における宮座ではないこと、大政所長者座の長者は、鎌倉時代以降の長者の系統をひくものではないと考えられること、天神八王子社の童使頭人は、その氏子地域の住民から大政所長者によって差定され、多額の金銭などを負担してその経営につとめ、氏子の代表として神に奉仕しており、その祭祀形態も頭人祭祀ともいふべきものであったこと、などを究明した。

さらに、応仁文明の乱以降に現われる惣中は、大山崎惣の門閥的な神人の主導者で構成され、離宮八幡宮の神鎮化が進む大山崎の領主支配を担うものとして、神方の長者から分化して出現したものであり、近世の当職につながるものであること、をみたのである。

そうして、大政所長者がいつ頃から日使頭祭に参加するようになったのか詳らかでないが、離宮八幡宮の自立化と大山崎の同宮の神鎮化が進むなかで、大政所長者が離宮八幡宮大政所長者としての役割も担っており、惣中が離宮八幡宮および天神八王子社の構管を行なうとともに、両社の神職が合同して神事祭礼を分担したのではないか、のちに天神八王子社の祭礼にも神官の勅使代を加えたものとして整えていったのであろう、と考える。

大山崎は、指摘されているように、早くから町場として発展してきていた。中世末の大山崎惣は惣町として考えられ、その祭祀は頭人祭祀ともいうべきもので、同じ時期の堺においても、南北両荘でそれぞれ頭人祭祀が行なわれていたことが参照されるのである。⁽¹⁾

注

- (1) 清水三男氏「日本中世の村落」(昭和十七年 日本評論社) 第一部第二章第二節「神社の保」
- (2) 本多隆成氏「中世末・近世初頭の大山崎惣中」(『日本史研究』一三四 昭和四十八年七月)
- (3) 小西瑞恵氏「地主神の祭礼と大山崎惣町共同体」(『日本史研究』一六六 昭和五十一年六月)、「中世共同体論の再検討」(『日本史研究』一七六 昭和五十二年四月)
- (4) 脇田晴子氏「日本中世都市論」(昭和五十六年 東京大学出版会) 第三章「自治都市の成立とその構造—大山崎を中心に—」
- (5) 田端泰子氏「中世村落の構造と領主制」(昭和六十一年 法政大学出版社) 第六章「中世大山崎の惣結合」
- (6) 拙著「宮座と祭」(昭和五十七年 教育社) 二二八—二三三頁

- (7) 「石清水離宮八幡宮御旧記」 島本町史編さん委員会「島本町史料編」(昭和五十一年 島本町役場) 所収「離宮八幡宮文書」三五〇号。以下特に断らない限り同書収録の史料による。
- (8) 明応四年六月三日「八幡宮御遷座記」日使神事作法」(京都大学国史研究室所蔵影写本 東京大学史料編纂所複製写真)
- (9) 高橋啓三氏「石清水八幡宮史料叢書 四年中神事・服忌・社参」(昭和四十八年 石清水八幡宮社務所) 所収。
- (10) 明德五年四月二日「室町將軍家御教書」(離宮八幡宮文書 六一号)
- (11) 永正十六年五月十六日「室町幕府奉行衆下知状写」(「石清水八幡宮文書」(田中家文書)「大日本古文書 家わけ第四一三一二二二号)
- (12) 「日頭衆中度々令勤仕分」(蛭川家古文書 第一集 内閣文庫蔵「島本町史料編」九八―九九頁)
- (13) 小西瑞恵氏前掲「中世共同体の再検討」
- (14) 同前、脇田晴子氏前掲「日本中世都市論」
- (15) 七月晦日「細川勝元書状」(離宮八幡宮文書 一三九号)
- (16) 田端泰子氏前掲「中世村落の構造と領主制」
- (17) 脇田晴子氏前掲「日本中世都市論」
- (18) 本多隆成氏前掲「中世末・近世初頭の大山崎惣中」
- (19) 「童使年中行事覚書」(藤井光之助氏所蔵 童使出銭日記一)
- (20) 自明応五年至永正十三年「童使出銭日記」(童使出銭日記三)
- (21) 自文明十七年至明応四年「童使出銭日記」、同前、自天文二年至天文十五年「童使出銭日記」、自天正二年至天正十一年「童使出銭日記」、自天正十二年至慶長七年「童使出銭日記」、自慶長十一年至寛文二年「童使出銭日記」(童使出銭日記一―七)
- (22) 脇田晴子氏前掲「日本中世都市論」
- (23) 同書
- (24) 吉川一郎氏「大山崎史叢考」(昭和二十八年 創元社)
- (25) 小西瑞恵氏前掲「地主神の祭祀と大山崎惣町共同体」、田端泰子氏前掲「中世村落の構造と領主制」
- (26) 脇田晴子氏前掲「日本中世都市論」

- (27) 田端氏は、この八幡宮大山崎大政所長者下文をもって、天神八王子社の宮座Ⅱ大政所両座が八幡宮領大山崎の宮座であることを示すものとしておられる。(前掲「中世村落の構造と領主制」)
- (28) 小西瑞恵氏前掲「中世共同体論の再検討」
- (29) 小西瑞恵氏同前、脇田晴子氏前掲「日本中世都市論」
- (30) 「萬記録」(離宮八幡宮文書 二九六号)。本多隆成氏は、関戸山城守が五貫文を出したと理解しておられるが、この「萬記録」は惣中の記録であり、惣中から出した分と考えられる。なお、氏は関戸山城守が天正年間に大政所長者であったことを指摘しておられる。
- (31) 四月五日「高階書下状」(離宮八幡宮文書 二九五号)
- (32) 脇田晴子氏前掲「日本中世都市論」、田端泰子氏前掲「中世村落の構造と領主制」
- (33) 「大山崎惣中連署状」(離宮八幡宮文書 二六五号)
- (34) (文明三年)十一月二十五日「赤松政則感状」(離宮八幡宮文書 一三二号)
- (35) 文明三年十一月三十日「室町幕府奉行人連署奉書」(離宮八幡宮文書 一三二号)
- (36) 「萬記録」(離宮八幡宮文書 二九六号)
- (37) 文明三年十月十七日「室町幕府奉行人連署奉書」(離宮八幡宮文書 一三〇号)
- (38) 脇田晴子氏前掲「日本中世都市論」
- (39) 「萬記録」(離宮八幡宮文書 二九六号)
- (40) 田端泰子氏前掲「中世村落の構造と領主制」
- (41) 拙論「堺の会所についての覚書」(「比較都市史研究」六一—昭和六十二年六月)のなかで採り上げている。なお、すでに吉田豊氏が「中世宮座の形成と自治」(「堺市博物館報Ⅲ」昭和五十九年三月)で南北両荘のそれぞれの宮座と堺の自治を問題として論じ、従来の理解に対し両荘のそれぞれで頭人が差定されていることを指摘されている。そうした氏の研究を知らないままに、覚書を認めた非礼を御詫び申しあげたい。筆者はその堺の祭祀を宮座による祭祀とは考えないのである。